

岩手県の鋼矢板による汚染拡散防止対策

1 岩手県の鋼矢板による汚染拡散防止工の計画内容

- (1) 岩手県では、汚染拡散防止対策として、県境部南側に鋼矢板（土留め工 140 m と遮水工 87.5 m の合計 227.5 m）を設置するとしている。
- (2) 鋼矢板の設置は、ボーリング孔[H15-3(イ-20)]の地下水位が、表面遮水工施工後は標高 440 m を超えていないことから、余裕高 1 m をみて標高 441 m を最大地下水位と想定して計画した。
- (3) 県境部分に汚染拡散防止対策のため鋼矢板を設置した場合、地下水位が上昇し、鋼矢板の南北両端部分から地下水が流出する恐れがあることから、南埋没沢、北埋没沢の最深部に集水井を設置し、地下水が上昇した場合、揚水して処理することとした。

2 協議会で了承された本県の対応方針

平成 17 年 11 月第 11 回協議会において、上記岩手県の鋼矢板による汚染拡散防止対策について、地下水に異常があった場合に岩手県への次の要望を行うことを条件に了承された。

- (1) 南側の和平高原開発農場側はア-23 のモニタリングにより、県境部分の北側はア-25 のモニタリングにより、地下水の異常が認められた場合、岩手県側に早急な対策を要望することとした。
- (2) 集水井で地下水の水位低下が見込めない場合は、井戸を計画的に増やすことを要望することとした。

3 その後の岩手県鋼矢板の状況

岩手県では、鋼矢板設置時に 4 本の井戸を設置し、揚水し地下水位を抑制していたが、平成 21 年度以降、地下水位が抑制されず、441 m を超えている状況が継続していることが判明している。

4 岩手県への申し入れ事項

平成 24 年 7 月 11 日に岩手県に対し、鋼矢板設置当初の計画どおり地下水位を抑制するよう要請した。

5 岩手県の対応

岩手県から、8 月 1 日より揚水ポンプの稼働条件を変更し、揚水井戸の地下水位が上昇しないよう管理に努める旨回答がありました。